

令和6年1月5日  
株式会社 清水銀行

## 令和6年能登半島地震にかかる災害等に伴うお取り扱いおよび相談窓口 の設置について

このたびの令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

清水銀行（頭取 岩山靖宏）は、1月5日から当面の間、下記のお取り扱いをさせていただくとともに、「相談窓口」を設置いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. お取り扱いについて

- (1)被災されたお客さまが、ご預金等の通帳・証書・印章などを紛失された場合におかれましては、ご預金の払い出しについて柔軟に対応させていただきますので、お気軽にご相談下さい。
- (2)定期預金などの期限前の払い出しについてもご相談に応じさせていただきます。
- (3)損傷通貨のお引替えについてもご相談に応じさせていただきます。
- (4)手形・小切手などの取り扱い、融資に関するご相談などにつきましても、窓口へお問い合わせいただくようお願いいたします。

#### 2. 『相談窓口』について

- (1)この度の地震で被災された皆さま、影響を受けられた皆さまのご相談窓口を全店に設置いたしました。

相談窓口 : 全営業店(銀行営業日: 9:00~17:00)

休日相談窓口: 全ローンセンター(水曜日除く平日・休日: 9:00~17:00)

お問い合わせ: 全営業店及びお客さまサポート室: 0120-3-43289(銀行営業日 9:00~17:00)

以 上

